

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二第一項第六号の規定に基づき、昭和六十二年建設省告示第千九百号の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

題名を次のように改める。

耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件

前文中「。以下「令」といつ。」を削り、「構造に関する基準」を「構造方法」に改める。

本文中「の構造」を「の構造方法」に、「ものであること」を「ものとする」に改める。

第二号中「耐火構造の床又は壁を貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること」を「構造を建築基準法施行令第百二十九条の二の五第一項第七号イから八までのいずれかに適合するものとする」とに改め、同号ただし書中「甲種防火戸」を「特

定防火設備」に改め、「又は昭和四十四年建設省告示第三千八百八十二号各号に掲げる基準に適合する部分」を削る。

第三号中「各号に定める構造のダンパーが」を「に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。